

愛称:

ハリヤー
HARRIER

明治安田外国債券ファンド
追加型投信／海外／債券

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2023.12.9

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



明治安田外国債券ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月8日に関東財務局長に提出しており、2023年12月9日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
こちらからご覧頂けます。



| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|--------------------------|------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券(債券 一般)) | 年1回 | グローバル (日本除く) | ファミリー ファンド | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社>明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号

設立年月日：1986年11月15日

資本金：10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：21,348億円

（資本金・運用純資産総額は2023年9月末現在）

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社>みずほ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1 ファンドの目的・特色



ファンドの目的

明治安田外国債券ファンドは、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く主要国の公社債を投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

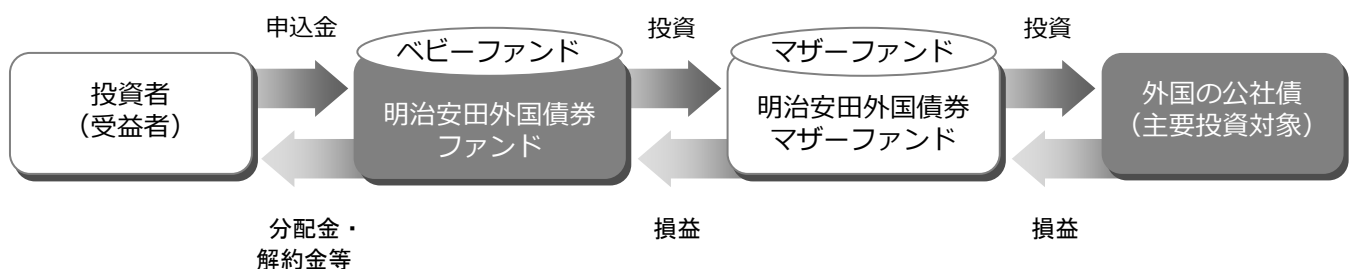


ファンドの特色

- ◆日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。
- ◆公社債への投資は、BBB 格または BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。
- ◆FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
※FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLC が有しています。なお、FTSE Fixed Income LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

ファンドの仕組み

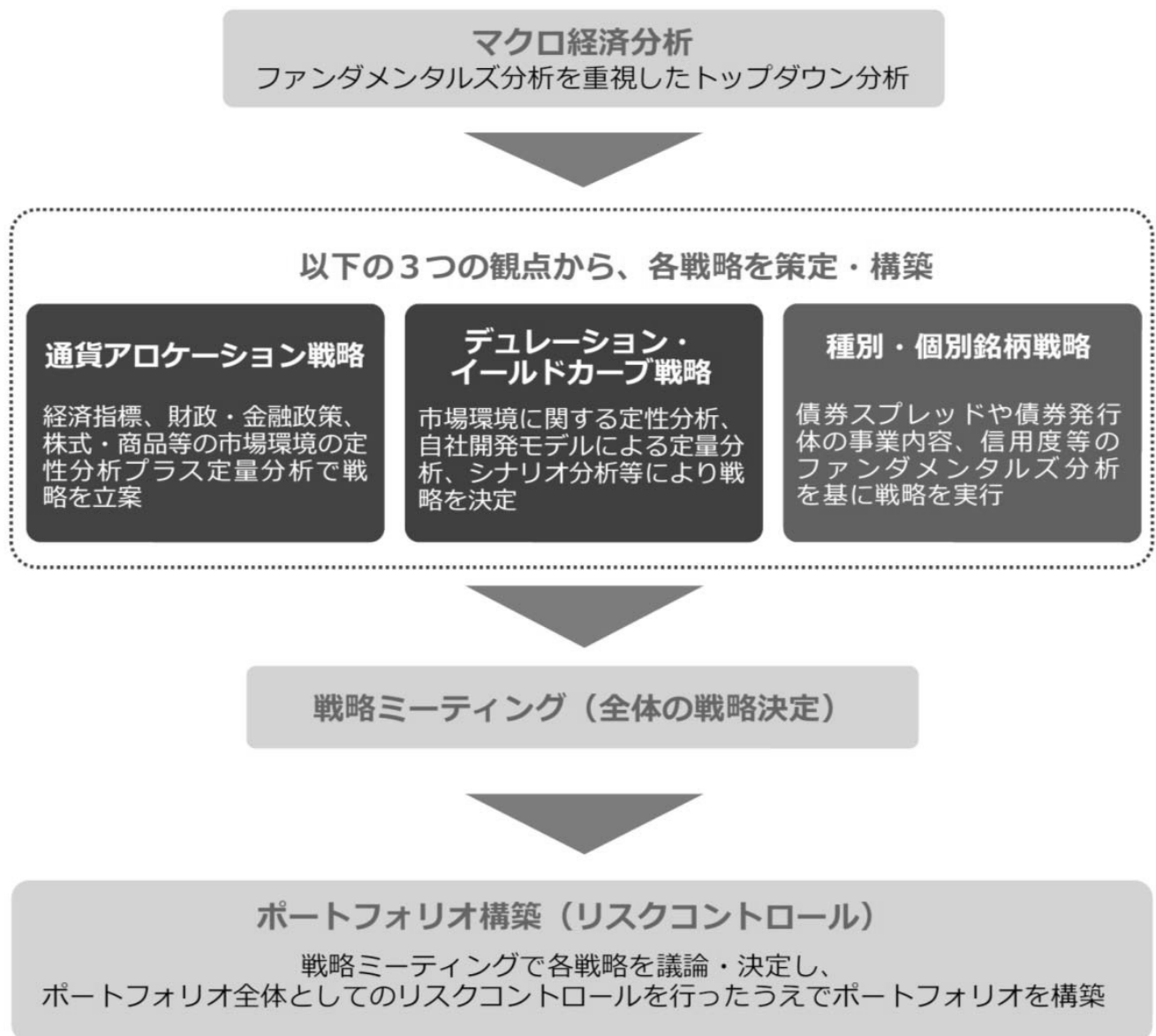
- ◆ファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

運用プロセス

運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



主な投資制限

| | |
|----------------|---|
| ■ 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| ■ 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| ■ 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| ■ デリバティブ取引等の使用 | <ul style="list-style-type: none">・ 有価証券先物取引等は資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するために行います。・ スワップ取引は、資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために行います。 |

分配方針

年1回（3月9日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|-----------|---|
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

リスクの管理体制

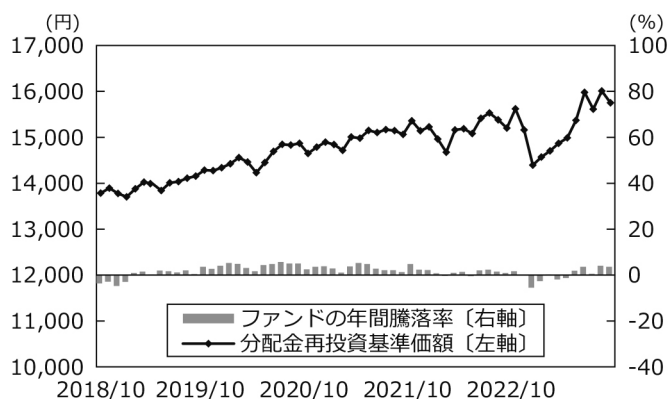
明治安田外国債券ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

参考情報

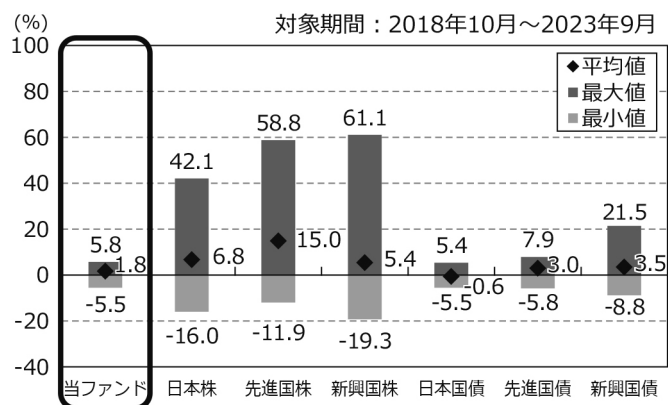
当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名称 | 権利者 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 日本株 | 東証株価指数（TOPIX）（配当込み） | 株式会社 J P X 総研又は 株式会社 J P X 総研の関連会社 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース） | MSCI Inc. |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース） | MSCI Inc. |
| 日本国債 | NOMURA-BPI（国債） | 野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社 |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） | FTSE Fixed Income LLC |
| 新興国債 | JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） | J.P.Morgan Securities LLC |

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3 運用実績

最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

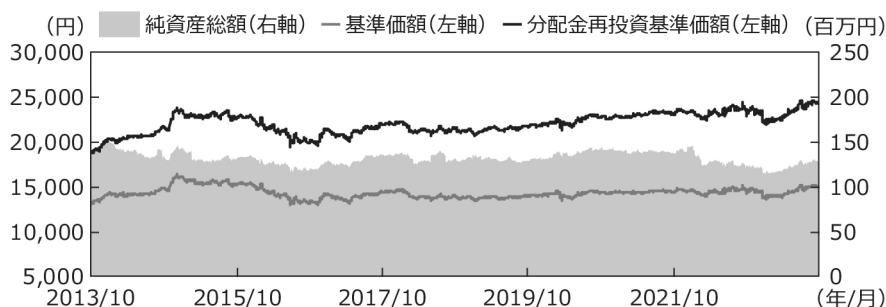


- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。

2023年9月29日現在

基準価額・純資産の推移

分配の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

| 分配金の推移 | |
|-------------------------|---------|
| 2023年 3月 | 90円 |
| 2022年 3月 | 50円 |
| 2021年 3月 | 190円 |
| 2020年 3月 | 240円 |
| 2019年 3月 | 140円 |
| 設定来累計 | 6,428円 |
| ※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額 | |
| 基準価額 | 14,973円 |
| 純資産総額 | 128百万円 |

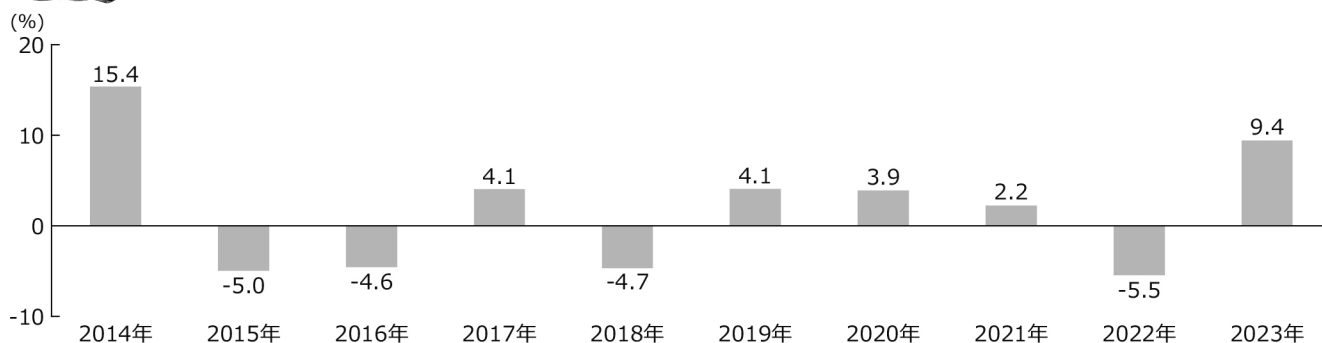
主要な資産の状況

組入上位10銘柄（マザーファンド）

| | 銘柄名 | 利率 (%) | 償還期限 | 国/地域 | 種類 | 投資比率 (%) |
|----|------------------------|--------|-------------|------|------|----------|
| 1 | US TREASURY N/B 2.625% | 2.625 | 2029年 2月15日 | アメリカ | 国債証券 | 9.11 |
| 2 | US TREASURY N/B 1.625% | 1.625 | 2026年 2月15日 | アメリカ | 国債証券 | 7.01 |
| 3 | US TREASURY N/B 4% | 4 | 2028年 6月30日 | アメリカ | 国債証券 | 5.72 |
| 4 | US TREASURY N/B 0.75% | 0.75 | 2028年 1月31日 | アメリカ | 国債証券 | 5.29 |
| 5 | CHINA GOVT BOND 3.02% | 3.02 | 2031年 5月27日 | 中国 | 国債証券 | 4.45 |
| 6 | US TREASURY N/B 0.625% | 0.625 | 2030年 8月15日 | アメリカ | 国債証券 | 4.18 |
| 7 | DEUTSCHLAND REP 0.5% | 0.5 | 2028年 2月15日 | ドイツ | 国債証券 | 3.04 |
| 8 | US TREASURY N/B 2.875% | 2.875 | 2043年 5月15日 | アメリカ | 国債証券 | 2.45 |
| 9 | BTPS 0.35% | 0.35 | 2025年 2月 1日 | イタリア | 国債証券 | 2.35 |
| 10 | CHINA GOVT BOND 2.37% | 2.37 | 2027年 1月20日 | 中国 | 国債証券 | 2.29 |

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2023年は9月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4 手続・手数料等



お申込みメモ

| | |
|-----------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込みの受付を行いません。 |
| 購入の申込期間 | 2023年12月9日から2024年6月7日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付 の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2000年3月24日設定) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 毎年3月9日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知っている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。当ファンドは、2024年1月1日以降のNISA制度の要件を満たすことが確認された場合には、同制度の適用対象となる予定です。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |



ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | <p>購入価額に、1.65% (税抜 1.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社へお問合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。</p> |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、年 1.155% (税抜 1.05%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p><内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率 (年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.44% (税抜 0.4%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.66% (税抜 0.6%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.055% (税抜 0.05%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.155% (税抜 1.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> | 配分 | 料率 (年率) | 委託会社 | 0.44% (税抜 0.4%) | 販売会社 | 0.66% (税抜 0.6%) | 受託会社 | 0.055% (税抜 0.05%) | 合計 | 1.155% (税抜 1.05%) | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |
|------------------|---|-----------------|---------|------|-----------------|------|-----------------|------|-------------------|----|--------------------------|------|-------|------|---|------|---|------|----------------------------|----|------------------------------------|
| | 配分 | 料率 (年率) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 0.44% (税抜 0.4%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.66% (税抜 0.6%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.055% (税抜 0.05%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1.155% (税抜 1.05%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払い先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年 0.0055% (税抜 0.005%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等により見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|--------------|---|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315% |
| 換金（解約）時及び 償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して………20.315% |

※上記は2023年9月末現在のものであります。

※現行の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、2024年1月からは新しいNISA制度がスタートし、現行NISAでの新規の買付けは出来なくなります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※新しいNISA（少額投資非課税制度）について

2024年1月よりNISA制度が新しくなり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、無期限で非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

明治安田アセットマネジメント